

メディアスクーリング 法学(日本国憲法)

【第5回】

人権の類型

1 憲法の目的と内容

- ・憲法の目的 = 国家権力の制御 (=立憲主義)
- ・憲法の内容 = 人権保障 + 権力分立 + 民主主義
 - ↓
 - ↓
 - 立憲主義の目的
 - 立憲主義の手段

2 人権の歴史

- ・憲法は人権保障のための法として発展してきたため、人権の生成・発展の過程は、憲法の生成・発展の過程と軌を一にする。

(1) 近代国家の誕生と自由権の成立 (18世紀)

- ・18世紀：市民革命 → 近代国家の誕生 → 憲法の制定・立憲主義の成立 → 自由と平等の尊重
 - e.g. アメリカ独立宣言 (1776) : すべての人は平等につくられ、創造主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与されている。
- ・自由と平等の権利化 ⇒ 自由権 / 平等(権)
 - e.g. ヴァージニア権利章典 1条 (1776) : すべての人は、生来、等しく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有する。

フランス人権宣言 1条 (1789) : 人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、生存する。

(2) 議会制の拡大と参政権の成立 (19世紀)

- ・自由と平等の確保 ⇒ 自由国家観の定着 + 議会制の発展・拡大
- ・議会制の発展・拡大 → 政治参加の機会の拡大要求 → 政治参加の権利化 ⇒ 参政権
 - e.g. フランス第二共和政憲法 25条 (1848) : 21歳で市民権と政治権を有するすべてのフランス人は、税額の条件なしに選挙人となる。
 - アメリカ憲法修正 15条① (1870) : 合衆国またはいかなる州も、人種、肌の色、または前に隸属状態にあったことを理由として、合衆国市民の投票権を奪い、または制限してはならない。

(3) 社会国家の誕生と社会権の成立 (20世紀)

- ・19世紀末～20世紀初頭：資本主義の矛盾が露呈 → 社会政策の拡大・定着

- ・20世紀前半～：社会政策上の保護要求の権利化 ⇒ **社会権**

e.g. 日本国憲法 25条①（1946）：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

3 人権の類型

- ・人権をどのように分類し、類型化するかについては諸説があるが、一般には、人権の歴史的発展とその権利性の違いに応じて、人権を①自由権、②平等権、③参政権、④社会権、⑤国務請求権（受益権）に分けるという分類方法が定着している。

①自由権 = 国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除し、個人の自由な意思決定や活動を保障するための権利。内容的に、さらに精神的自由権、経済的自由権、人身の自由（身体的自由権）に分類される。

e.g. 思想・良心の自由、表現の自由、職業選択の自由、財産権、奴隸的拘束からの自由

②平等権 = 権利の享有や義務の負担について、差別的な取扱を受けない権利。

③参政権 = 国民が国政に参加する（=国政に意思を反映させる）権利。

e.g. 選挙権、被選挙権

④社会権 = 人間に値する生活ができるように国家の積極的な配慮や保護を求める権利。資本主義の弊害から、社会的弱者や経済的弱者を救済するために保障されるようになった権利であるため、「20世紀的な権利」といわれる。

e.g. 生存権、教育を受ける権利、勤労権、労働基本権

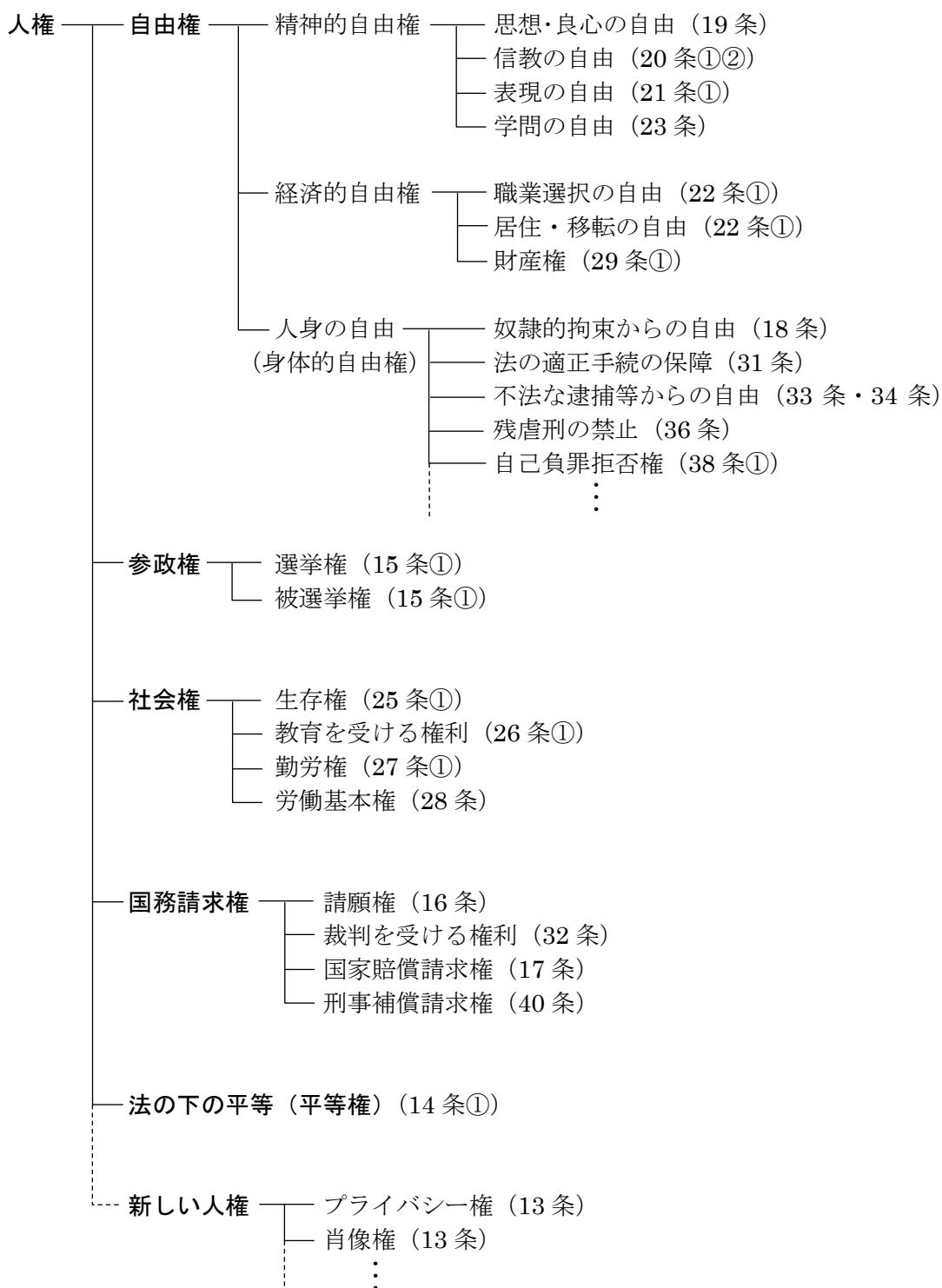
⑤国務請求権 = 人権の保障をより確実なものとするために、国家に対して一定の作為を要求する権利。受益権ともいう。（ただし、国務請求権については、そのすべてが人権に含まれるわけではない。）

e.g. 裁判を受ける権利、請願権、国家賠償請求権、刑事補償請求権

●自由権・参政権・社会権の違い

	自由権	参政権	社会権
権利の内容	自由な意思決定や活動の保障	国政への参加の保障	人間に値する生存・生活の保障
歴史	19世紀的な自由国家で定着。	自由国家における議会制の拡大の中で、「自由に仕える権利」として成立。	20世紀的な社会国家において、社会的・経済的弱者を保護するための権利として成立。
国家との関係性	国家からの自由	国家への自由	国家による自由
権利の性質	不作為請求権中心	不作為請求権中心	作為請求権中心
権利の主体	すべての人	成年に達した国民	すべての人が主体となり得るが、実際には社会的・経済的弱者が主たる主体

4 日本国憲法が保障する人権の体系



5 新しい人権

- ・1950年代～：激しい社会変動（e.g. 工業化、情報化、大衆化）→ 新たな社会問題の発生（e.g. 環境汚染、名誉侵害、プライバシー侵害）→ 新たな社会問題を人権問題と捉え、被害者を救済していく必要性が叫ばれる

⇒ 「新しい人権」 e.g. 環境権、プライバシー権、名誉権、自己決定権

e.g. スペイン憲法 18条①（1978）：名誉、個人及び家族のプライバシー並びに自己の肖像に対する権利は、これを保障する。

ドイツ基本法 20a条（1994追加）：国は、…自然的生存基盤及び動物を保護する。

- ・日本国憲法には、名誉権やプライバシー権などの新しい人権を保障した規定は存在しない。

- ・ただし、一部の新しい人権は、憲法13条の幸福追求権を根拠として、判例上認められている。

※憲法13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

◆判例：京都府学連デモ事件最高裁判決（1969）

[概要]

- ・デモ行進に際して、警察官が犯罪捜査のために行ったデモ参加者に対する写真撮影の適法性が争われた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、個人の自由の一つとして、何人もその承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を憲法13条によって保障されていると判示して、幸福追求権（具体的には幸福追求権の中の肖像権）の具体的権利性を認めた。
- ・ただし、結論的には、肖像権も公共の福祉の制限を受けるとして、当該写真撮影を合憲と判断した。